

時間外労働

に関する協定届

休日労働

労働保険番号	1	3	1	0	1	2	8	6	9	1	4	0	0	0				
	都道府県		所掌	管轄		基幹番号					枝番号			被一括事業場番号				
法人番号			9	0	1	0	0	0	1	0	6	7	1	3	7			

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間					
人材派遣業（シフト勤務用）	株式会社サプル	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-12-15 電話番号：03-6261-3811				令和7年4月1日から 令和8年3月31日					
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和7年4月1日から			
	① 下記②に該当しない労働者	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	80名	8時間	3時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時間		
台風・大雪等の災害発生時の緊急対応時や電話対応繁忙期		コールセンター業務	80名	シフト勤務・輪番制の時は、週の起算日を日曜日とし、土・日・祝祭日を含む週5日勤務（週5日未満の勤務を含む）として、休日の割増については原則休日第1日目を法定外休日、第2日目を法定休日とする		月4日以内		始業及び終業時刻は通常のシフト勤務に準ずる。但し、業務の都合等で残業を行う場合、一日の労働時間の上限を14時間までとする			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

令和7年2月25日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 従業員
氏名 鎌田 奈緒子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

（従業員全員の投票により選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること ☑

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑

令和7年3月 12 日

使用者

中央 労働基準監督署長 殿

株式会社サプル
代表取締役 柳澤 弘一



印

時間外労働
に関する協定届（特別条項）
休日労働

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)					1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和7年4月1日		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
繁忙期・緊急時顧客からのコールセンターへの電話が集中するとき、台風・大雪等の災害発生時の緊急対応時	コールセンター業務	80名	14時間		6回	70時間		25%	690時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、派遣元と派遣先での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

令和7年2月25日
職名 従業員
氏名 鎌田 奈緒子
(従業員全員の投票により選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること ☒
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、
挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和7年3月 12 日
中央 労働基準監督署長 殿

使用者 株式会社サプル
代表取締役 柳澤 弘一

